

相続手続のために提出していただく書類

①遺産分割協議書で当行の預金等を相続する人が確認できる場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」
3. 相続人全員が確認できる戸籍(除籍)謄本 (注) 被相続人の戸籍(除籍)謄本で相続人が確認できる場合は、提出不要ですので、お取引店にご相談ください。
4. 遺産分割協議書 (注) 相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署（記名）して実印を押捺しており、当行の相続預金等を相続する方（特定相続人）が確認できるもの。
5. 特定相続人（＝当行預金等の受遺者さま）の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの）
6. 被相続人の通帳および証書 (注) 通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。

※認証文付き法定相続情報一覧図の写しがある場合、上記2・3の戸籍謄本は不要。

相続手続のために提出していただく書類

②遺産分割協議書で当行の預金等の相続人を特定できない場合

1. 相続手続依頼書（当行所定の書式）
2. 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」
3. 相続人全員が確認できる戸籍(除籍)謄本
（注）被相続人の戸籍(除籍)謄本で相続人が確認できる場合は、提出不要ですので、お取引店にご相談ください。
4. 遺産分割協議書
（注）相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署（記名）して実印を押捺しており、当行の相続預金等を相続する方（特定相続人）が特定できないもの。
5. 相続人全員の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの）
6. 被相続人の通帳および証書
（注）通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談ください。

※認証文付き法定相続情報一覧図の写しがある場合、上記2・3の戸籍謄本は不要。